

介護用福祉機器の利用

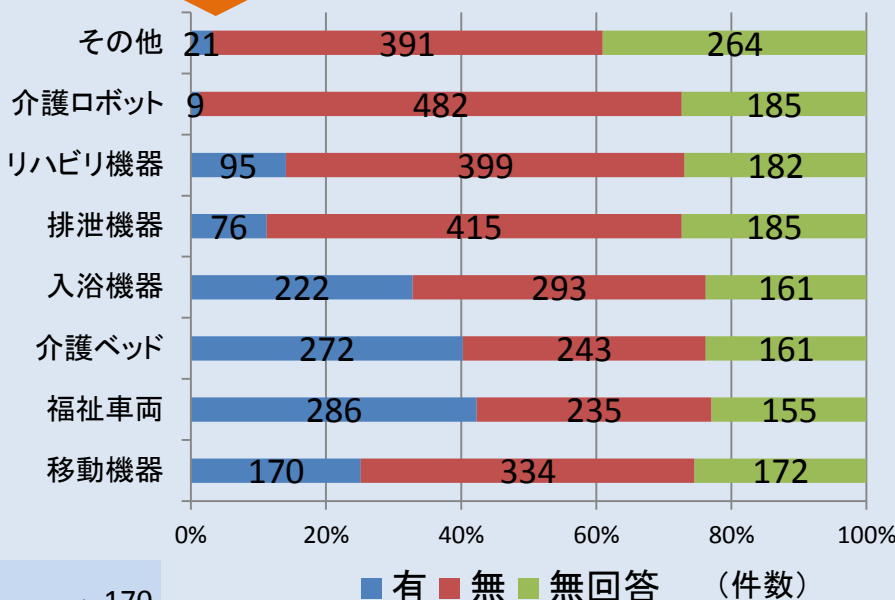
をお願いします！

近年、社会福祉施設の労働災害の増加が顕著で、中でも腰痛が多くを占めています。

平成25年に改正された「職場における腰痛予防対策指針」により、機器の導入等省力化が腰痛予防対策の柱とされましたが、右のグラフのとおり、社会福祉施設の現場において機器の利用が低調な実態が認められています。

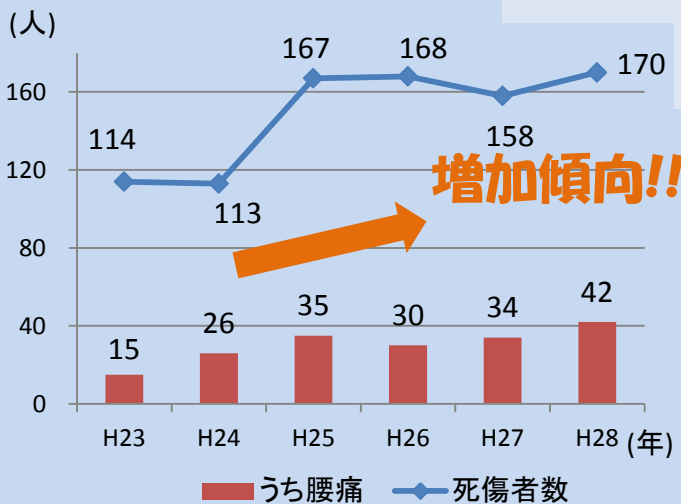
介護に携わる労働者の腰痛予防のために機器の利用をお願いします。

機器の利用が低調!!



[福祉設備・機器・用品の導入の有無]

※独立行政法人労働者健康安全機構 宮城産業保健総合支援センター、平成27年度産業保健調査研究報告「社会福祉施設における腰痛予防対策に関する調査研究」による



増加傾向!!

[宮城県内の社会福祉施設における休業4日以上死傷者数の推移]

裏面に介護福祉機器導入費用を補助する「職場定着支援助成金」、職場の安全衛生活動を支援する「中小規模事業場 安全衛生サポート事業」をご活用ください。



職場における腰痛予防対策指針 (抜萃)

2 作業管理

平成25年6月18日付基発0618第1号

(1) 自動化、省力化

腰部に負担のかかる重量物を取り扱う作業、人を抱え上げる作業、不自然な姿勢を伴う作業では、作業の全部又は一部を自動化することが望ましい。それが困難な場合には、負担を減らす台車等の適切な補助機器や道具、介護・看護等においては福祉用具を導入するなどの省力化を行い、労働者の腰部への負担を軽減すること。

職場定着支援助成金 (介護福祉機器助成コース)

人材・定着、
職場の魅力創出に!!

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、機器導入助成（介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円）を、介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成（介護福祉機器の導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円）を支給します。

助成金の対象となる介護福祉機器

- 1 移動・昇降用リフト
- 2 自動車用車いすリフト
- 3 エアーマット
- 4 特殊浴槽
- 5 ストレッチャー



※この助成金には、このコース以外にも雇用管理制度助成コース、保育労働者雇用管理制度助成コース、介護労働者雇用管理制度助成コースがあります。

※この助成金には、ほかにも各種要件がありますので、詳細については下記にお問合せください。

【お問合せ先】

宮城労働局職業安定部 訓練室 TEL 022-205-9855

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎2F

安全面の改善を
アドバイス
します!!

平成29年度中小規模事業場 安全衛生サポート事業〈個別支援〉

安全衛生の専門家（安全・衛生管理士等）が事業場にお伺いし、現場の安全衛生の確認とアドバイスにより、事業場の安全衛生に対する取り組みを支援する制度です。

○費用は無料!!

- 製造業、鉱業、第三次産業が対象
- 労働者が概ね100人未満の事業場が対象

- ・ 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- ・ 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします
- ・ 転倒・腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。

【お問合せ先】

中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター

TEL 022-261-2821 E-mail: tohoku@jisha.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-3-34

